

東みよし町補助金交付規則及び三好地域木造住宅建設推進助成規定
に基づく補助金交付対象者の規定に関する誓約書及び同意書

1. 三好地域新築木造住宅の建設もしくはリフォーム工事をし、東みよし町からの補助金交付を受けることができる者は次に適合しなければならない。

①新築木造住宅の場合

東みよし町内に、自ら居住するための住宅を新築する者であること。

②リフォームの場合

東みよし町内に、住宅においては自らが所有する住宅であること、店舗・事務所は物件所有者であること。

2. 次のいずれにも該当しないものとする。

①宗教活動及び政治活動を主な目的とするもの

②暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう)若しくは暴力団員と密接な関係があるもの

③町税等を滞納しているもの

④過去にこの事業による補助金の交付を受けたことがあるもの

3. 2.①～④について、東みよし町が確認することに同意する。

また、2-③について申込時に町外に居住している者にあつては、居住地の市区町村税を滞納していないことを証明する書類(前年度分)を添付する。

上記1～3の事項について、確認の上、誓約及び同意します。

なお、上記事項について虚偽であることが判明した場合は補助金の交付を受けられないことに対し、異議を申し出ません。

令和 年 月 日

氏名 _____ ④